

美作市緊急銃猟マニュアル

令和8年3月

美作市農林政策部森林政策課

目 次

1. はじめに	1
2. 事前準備	2
(1) 必要な人員配置・関係者の協力体制	2
①必要な人員の把握・役割分担	2
②緊急銃猟を実施する際の流れ	2
(2) 机上及び実地訓練・研修等の実施	2
(3) 証票・必要物品の準備について	2
(4) 保険の加入	2
3. クマ等出沒・目撃情報への対応	3
(1) 住民等からの通報	3
(2) 注意喚起	3
(3) 出沒場所・現場での対応	3
4. 緊急銃猟の実施	3
(1) 岡山県に対する応援の要請	3
(2) 銃猟の計画について関係者で調整	4
(3) 銃猟の準備	5
(4) 安全を確保するための措置	5
(5) 緊急銃猟に係る条件の確認	6
(6) 緊急銃猟の職員（実施隊）への指示又は外部への委託	6
(7) 緊急銃猟の実施	6
(8) 原状回復	7
(9) 安全確保措置の解除	7
(10) 建築物等の損失の確認	7
5. 事後処理	8
(1) 捕獲後の実績の記録	8
(2) 報道機関への連絡	8
(3) 損失補償手続き	8
(4) 再発防止策の検討	8

別紙1	緊急銃猟の実施に係る役割分担について
別紙2	緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト及び誓約書
別紙3	緊急銃猟を実施する際のフロー図
別紙4	連絡フロー図・連絡先一覧
別紙5	美作市ツキノワグマ市街地等出沒時情報記録票
別紙6	緊急銃猟時の確認チェックリスト
別紙7	対応記録表
別紙8	参考（関係法令）

1 はじめに

近年、人の生命及び身体や住民生活に危害を及ぼす可能性があるツキノワグマ及びイノシシ（以下、「クマ等」という。）が市街地及び農村地域の住宅近くなど、人の生活圏への侵入が相次いで発生しており、市民の安全確保のためにも、より迅速に対処することが求められる。今般、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により、市町村が市街地等の人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設され、令和7年9月1日から施行された。

本マニュアルは、本市においてクマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入又は侵入するおそれが生じた場合の緊急銃猟において、市と関係機関が連携して、迅速かつ適切に対応するためのフローや体制についてまとめたものである。

緊急銃猟制度のポイントは次のとおりである。

どのような時に	鳥獣保護管理法に定める4つの条件すべてを満たした場合に可能 ①人の日常生活圏への侵入 ②人への危害を防止する措置が緊急に必要 ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難 ④住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所
誰が	美作市が実施の判断や安全確保を行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻醉銃
何を対象に	ツキノワグマ及びイノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能

なお、緊急銃猟の権限は市長にあるが、現実には市長が現場で指揮等を行うことは困難であるため、美作市においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条の2～5に規定する緊急銃猟に関する権限を美作市森林政策課長若しくは森林政策課課長補佐に委任するものとする。

2 事前準備

(1) 必要な人員配置・関係者の協力体制

① 必要な人員の配置・役割分担

緊急銃猟を実施する際の人員の配置や役割分担は、出没する場所に応じて想定した別紙1『緊急銃猟の実施に係る役割分担について』を参考とする。

また、緊急銃猟を実施する捕獲者については別紙2『緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト及び同意書』を事前に取得し、作成したリストに掲載した者から選定する。

② 緊急銃猟を実施する際の流れ

緊急銃猟を実施する際の流れは別紙3『緊急銃猟を実施する際のフロー図』のとおりとし、関係機関と連携し対応する。

(2) 机上及び実地訓練・研修の実施

美作警察署、岡山県美作県民局等の関係機関(別紙4『連絡フロー図・連絡先一覧』参照)と捕獲者を含め、実際に出没対応にあたることが想定される者を招集し、机上及び実地訓練・研修を実施に努める。

(3) 証票・必要物品の準備について

証票(自治体名の記載がある腕章等)及び必要物品は、事前に準備し、迅速に対応できるようにしておく。

事前に準備しておくもの	
証票	<input type="checkbox"/> 捕獲者用(腕章) <input type="checkbox"/> その他立入者(腕章)
その他	<input type="checkbox"/> 捕獲者ヘルメット <input type="checkbox"/> 周辺地図 <input type="checkbox"/> 防護盾 <input type="checkbox"/> タープテント <input type="checkbox"/> クマスプレー <input type="checkbox"/> 折りたたみテーブル <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> カメラ <input type="checkbox"/> 追払い花火 <input type="checkbox"/> ビデオカメラ <input type="checkbox"/> 誘導棒 <input type="checkbox"/> 捕獲者に係るチェックリスト及び誓約書 <input type="checkbox"/> 緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)

(4) 保険の加入

緊急銃猟時において、発射された弾丸によって建物、壁等が損壊する等の損失に備え、緊急銃猟時補償費用保険に加入する。

3 クマ等出没・目撃情報への対応

(1) 住民等からの通報

市街地等におけるクマ等の出没、目撃情報（※クマ等が市街地等に居座っている状態）が寄せられた際は、別紙4『連絡フロー図・連絡先一覧』を用いて対応するものとし、別紙5『美作市クマ等市街地出没時情報記録票』により記録する。なお、関係機関・部署への連絡は本部サポート担当が行うこととし、有害鳥獣駆除担当者は速やかに現地に向かい、情報収集を行う。

(2) 注意喚起

情報収集の結果、クマ等の出没と特定された場合、本部サポート担当は、出没情報を防災メール、防災無線、市ホームページ等を活用して周知し、注意喚起を行う。

(3) 出没場所・現場での対応（次のいずれかの判断）

関係機関で情報共有、現場確認を行い、対応方針を協議・決定する。

追い払いで対応

捕獲で対応（箱罠の設置 その他）

緊急銃猟の検討（次の4条件すべてを満たす）⇒4 緊急銃猟の実施へ

対象獣が人の日常生活圏に侵入していること（侵入するおそれ大きいことを含む）

対象獣による人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。

銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること

住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

4 緊急銃猟の実施

緊急銃猟を実施する手順は、別紙3『緊急銃猟を実施する際のフロー図』のとおりとし、別紙1『緊急銃猟の実施に係る役割分担について』を参考に、関係機関と連携して対応する。

(1) 岡山県に対する応援の要請

岡山県へ任意的な応援の要請を行う。

鳥獣保護管理法第34条の5に基づき、適宜、岡山県への応援要請を行う。
（応援に要した費用を市が負担することとなる。）

(2) 銃猟の計画について関係者で調整

銃猟の計画について、関係者で調整、情報共有を行う。

□ 住宅地図など現場周辺の図面の準備

項目	決定内容
□人の退避の範囲	
□通行禁止・制限の範囲	
□捕獲場所	
□捕獲関係者の配置	
□射撃方向	
□安全確保措置の検討 (屋外の場合)	<p>□バックストップの確保</p> <p>□跳弾が到達する可能性、クマ等が興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲を設定</p> <p>□住宅付近の場合は、屋内退避等の呼びかけ</p> <p>□射線方向により家屋へ弾丸の到達の可能性がある場合、近隣避難所等の安全な場所への避難を検討。</p> <p>□夜間の場合は、クマ等が逸走する可能性を特に考慮し、住民の退避措置や注意喚起を厳重に行う。また、照明器具を用いて、捕獲者の視界を確保する。</p> <p>□射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。</p>
□安全確保措置の検討 (屋内の場合)	<p>□バックストップとなり得る壁の材質を確認</p> <p>□住民等に敷地外への退避と通行制限の実施 (弾丸がクマ等を貫通することが想定される場合は、建物の背後の確認を行う。</p> <p>□屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する。</p> <p>□暗い室内の場合は、照明を携帯する。</p> <p>□射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。</p>
□中止の場合の合図	□中止の場合、捕獲者への意思伝達方法の確認

(3) 銃猟の準備

銃猟の実施にあたり、別紙1を参考に人員の配置について決定する。

項目	役割	誰に	適用
□人員の配置	捕獲者	実施隊 人	<input type="checkbox"/> 要件確認
	捕獲サポート	実施隊 人	<input type="checkbox"/> 要件確認
		美作市 人	
		美作警察署 人	
	現場指揮者 兼 実施判断者		
	現場本部	美作市 人	
		捕獲者（上記実施隊が兼ねる）	
		美作警察署 人	
		岡山県 人	
	本部サポート	美作市 人	
	通行制限 メディア等規制	美作市 人	
		美作警察署 人	
		岡山県 人	
	住民退避 広報	美作市 人	
美作警察署 人			
岡山県 人			

《緊急銃猟を行う者の要件の確認》

緊急銃猟を実施させる者の要件としては、事前に取得していた同意書のほか、別紙2『緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト及び誓約書』にて再度、確認を行う。書面には、緊急銃猟を実施させる者の署名を求める。

(4) 安全を確保するための措置

(3) で定めた担当者は、安全確保のため、次の事項を実施する。

項目	内容
□通行禁止・制限の措置 (時 分)	・ 危害が及びうる範囲に緊急銃猟実施関係者以外が立ち入らないようにする。
□地域住民等の避難 (時 分)	・ 通行禁止・制限範囲にいる者を外へ退避させ、通行禁止区域内に立ち入らないように呼びかける。 ・ 区域内にある建物内にいる者が通行禁止区域の外に出ることが困難な場合は、屋外に出ないように呼びかけた上で通行禁止・制限を開始する。
□住民への周知 (時 分)	・ 通行制限区域の範囲内に入らないよう、広報車や市公式ホームページ、防災メール、防災無線等の周知ツールを使用し呼びかけを行う。

(5) 緊急銃猟に係る条件の確認

別紙6『緊急銃猟時の確認チェックリスト』を用いて、緊急銃猟の実施条件を満たしているかを確認する。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の実施条件の確認 (時 分)	<input type="checkbox"/> 別紙6『緊急銃猟時の確認チェックリスト』の条件を全て満たしている

(6) 緊急銃猟の職員（実施隊）への指示又は外部への委託

(5)の条件が全て満たされていることを確認、留意点を伝達したうえで捕獲者（実施隊）に緊急銃猟実施の指示又は外部へ委託をする。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の捕獲者への指示又は外部への委託 (時 分)	<input type="checkbox"/> 留意点を伝達した <input type="checkbox"/> 証票（腕章）を身につけているか

(7) 緊急銃猟の実施

指示又は委託を受けた捕獲者は緊急銃猟を実施する。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の実施確認 (時 分)	<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の実施 <input type="checkbox"/> 対象獣の捕獲確認（止め刺し含む）。
【中止の場合】 <input type="checkbox"/> 緊急銃猟の中止 (時 分)	<input type="checkbox"/> クマ等移動 <input type="checkbox"/> 立入者あり <input type="checkbox"/> 捕獲者の進言（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

〈緊急銃猟の留意点〉

ア 緊急銃猟の実施

捕獲者は、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令の注意事項に注意しながら、対応を行うが、市より中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応できるようにする。また、安全の確保に疑念がある場合は、捕獲者自身が中止の必要性を市へ進言する。

イ 市の役割

緊急銃猟の実施に際しては、基本的に市担当者は捕獲者を見守ることとなるが、市の役割が全く無くなる訳ではないことから、市は次の役割を担うものとする。

◎ 中止の判断

クマ等が移動した場合や通行制限措置を無視して制限区域内に立ち入る者が発見された場合等には、市は、速やかに緊急銃猟を中止する判

断を行い、捕獲者を含む捕獲関係者に中止の判断を伝え、捕獲者に対し速やかに脱包の確認と銃カバーをかぶせ、証票を外すこと指示する。なお、中止の判断の伝達方法は、事前に打ち合わせを行うこととする。

◎ 緊急銃猟の記録

緊急銃猟の実施内容について、別紙7『対応記録表』により、時系列に記録する。また、捕獲者の了承が得られる場合には、ビデオカメラ等の記録媒体を用いて記録する。

(8) 原状回復

捕獲個体を移送し、現場の清掃をする。なお、捕獲した個体の処分方法は、埋設もしくは美作市獣肉処理施設で減容化処分とし、市は同行若しくは移送し、適切に処分されたことを確認する。

項目	内容
□原状回復の確認 (時 分)	□捕獲個体の移送 □現場清掃（撤去物の原状復帰も含む）の実施

(9) 安全確保措置の解除

(4) で実施した安全を確保するための措置を解除する。

項目	内容
□安全確保措置の解除 (時 分)	□通行禁止・制限の解除 (警察、鉄道、道路管理者、美作市教育委員会、地元区長等への連絡含む) □地域住民等の避難解除 □住民への周知（HP、防災メール、防災無線等）

(10) 建築物等の損失の確認

緊急銃猟による損失の確認には、捕獲個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために写真を撮影する。

項目	内容
□建築物等の損失確認 (時 分)	□建物・壁への被害はないか □支障物・木などの除去は行ってないか □周辺施設・車両への被害はないか

役割番号	役割	対応者（★責任者）	人数	業務内容	準備物
1	現場指揮兼 実施判断	★森林政策課長 (公務等により現場にて指揮が取れない場合は、森林政策課課長補佐)	1	・現場本部、捕獲者、通行規制班、住民退避班等に対する現場指揮及び緊急銃猟実施の判断 ・緊急銃猟終了後の安全措置の解除判断	トランシーバー
2	現場本部	★森林政策課職員 実施地区総合支所職員 美作市猟友会実施隊 美作警察署 岡山県職員 危機管理室	1 1 2 1 1 若干名	・現場指揮のもと、現場本部の運営 ・現場状況等各種情報の収集・集約 ・避難区域の設定、交通規制箇所の設定による安全確保 ・各班及び本部サポートとの連携 ・施設及び土地の立ち入りについての調整 ・捕獲方法等の協議 ・現場状況の記録（撮影等） ・捕獲者への留意事項の説明及びチェックリストの確認等	周辺地図 トランシーバー カメラ等記録機器 証票 チェックリスト テント テーブル
3	捕獲者	★美作市猟友会実施隊 (現場本部と兼務)	2	・緊急銃猟の実施 ・現場にて、射撃判断（発砲箇所、発砲順番等） ・発砲後、捕獲個体の不動化確認	証票 ※猟友会員は猟友会のベスト着用
4	捕獲サポート	★森林政策課職員 総合支所職員（撮影係） (役割番号2と兼務) 美作市猟友会実施隊 美作警察署 岡山県職員	1 1 2 1 1	・捕獲者とともに行動し捕獲者のサポート ・現場本部との情報共有及び捕獲者への情報伝達 ・現場状況の記録（撮影等） ・捕獲個体の監視等	トランシーバー 追い払い花火 クマスプレー トラック
5	本部サポート	★農林政策部長 森林政策課職員 総務課職員 情報政策課職員	1 1 若干名 若干名	・本庁にて現場本部サポート及び連携 ・関係機関への情報提供 ・TEL及びメディア対応 ・放送及びHPでの注意喚起及び交通規制情報のお知らせ	
6	通行規制班	★総合支所職員 農林政策部職員(森林政策課以外) 美作警察署 岡山県職員	2 2 2 若干名	・緊急銃猟の実施区域に車両等が入らないよう規制 ・緊急銃猟実施区域内にメディア、野次馬が入らないよう規制	トランシーバー 誘導棒 車両
7	住民退避班	★実施地区総合支所職員 農林政策部職員(森林政策課以外) 美作警察署 岡山県職員	1 1 1 若干名	・緊急銃猟実施区域内の住民の避難及び屋内退避等 ・避難完了後、区域内の監視（人が出てきてないか） ・区域内、外にクマ等出没の広報、注意喚起	トランシーバー 広報車
8	個体処分	★森林政策課職員 (役割番号2, 4が兼務) 美作市猟友会実施隊 (役割番号3, 4が兼務)	2 2	・駆除個体の回収及び処分（減容化等）	ホロ付きトラック
9	現地確認	★森林政策課長 森林政策課職員 (役割番号2が兼務) 美作警察署 (役割番号2, 4が兼務)	1 1 2	・緊急銃猟実施場所等の破損状況の確認、原状復帰 ※跳弾等による破損については後日、森林政策課で保障	カメラ

※人員が不足する場合は、農林政策部及び各総合支所より補うものとし、美作地域で実施する場合は実施地区職員を総合支所職員と読み替えるものとする。

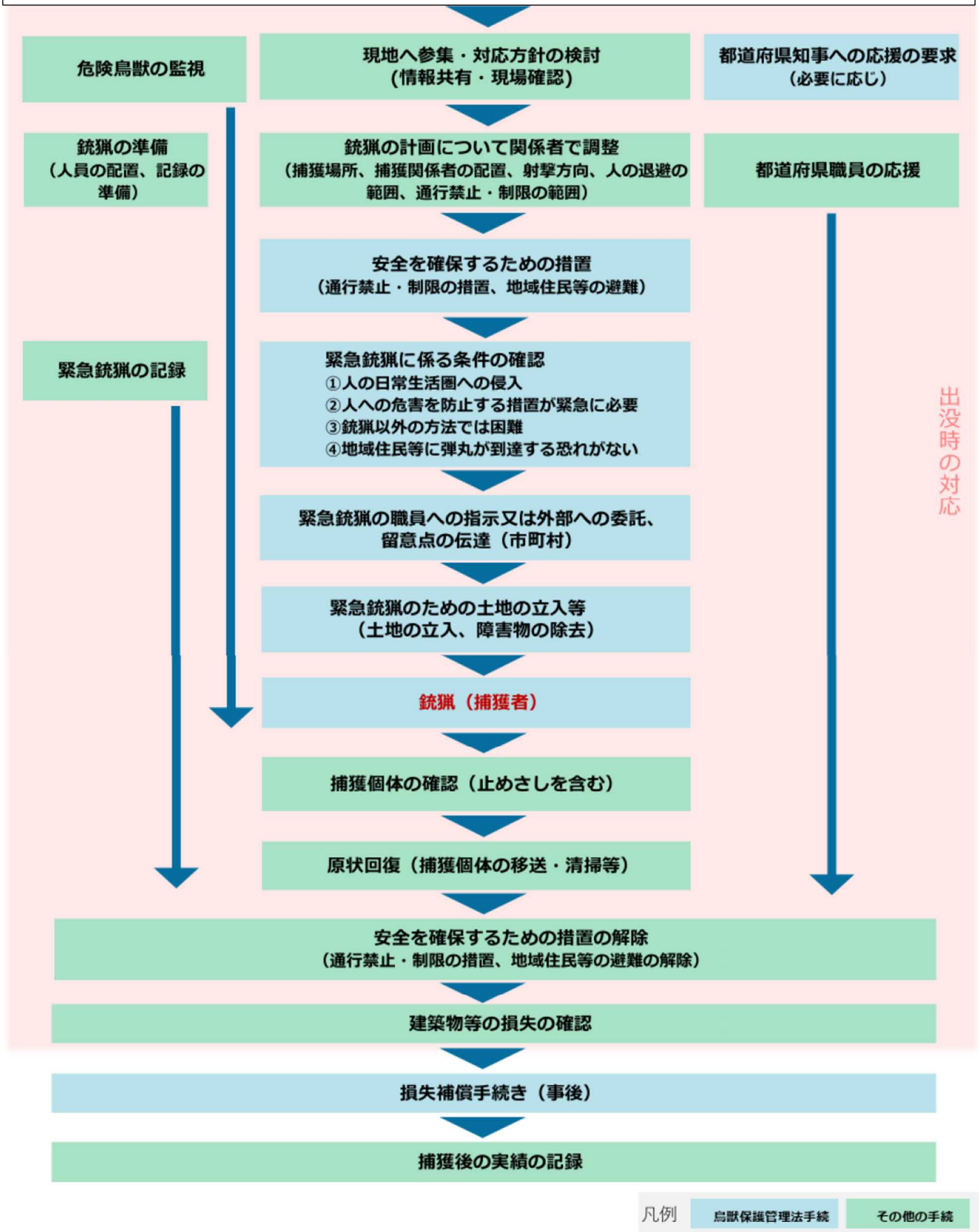
緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト及び誓約書

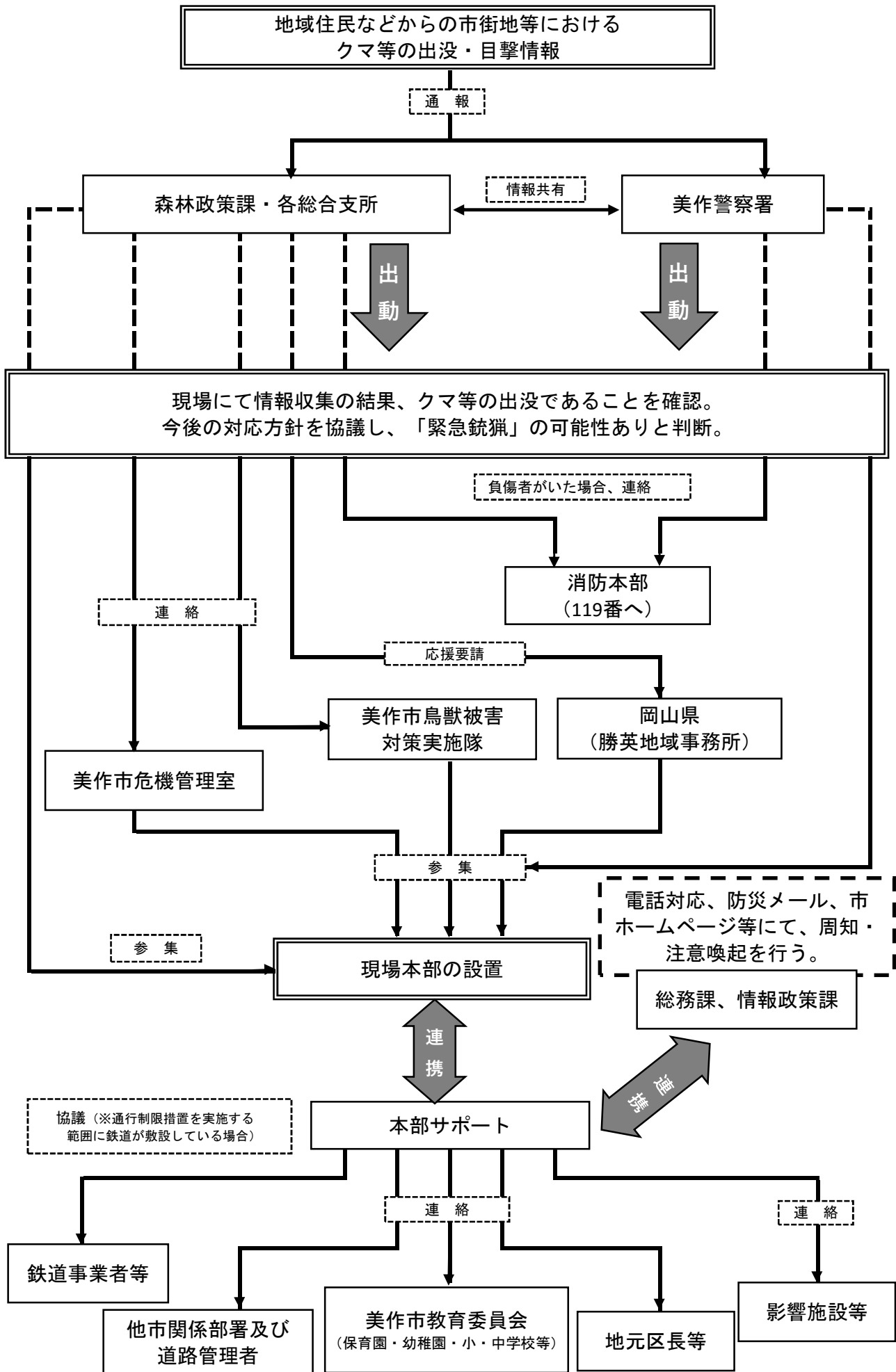
確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している。 ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している。 ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。 (麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある。	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目（麻醉銃猟をする場合は除く）)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること。	
その他の事項	緊急銃猟実施にあたり、撮影されることを承諾します。	
上記の確認事項に相違ないこと 及び 緊急銃猟の実施に当たり留意事項を守り市の指示に従うことを誓約します。		
令和 年 月 日		
氏名		

※ 捕獲を行った経験は、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。

※ 同種の銃器とは、装薬銃、空気銃といった銃の種類を指す。緊急銃猟で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するなどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

緊急銃猟を実施する際のフロー図





【連絡先一覧】

組織名	担当部署	連絡先	夜間・休日連絡先
美作市	森林政策課	0868-72-5322	0868-72-1111 (宿・日直)
	勝田総合支所	0868-77-1111	0868-72-1111 (宿・日直)
	大原総合支所	0868-78-3111	0868-78-3111 (日直)
	東栗倉総合支所	0868-78-3133	0868-72-1111 (宿・日直)
	作東総合支所	0868-75-1111	0868-75-1111 (日直)
	英田総合支所	0868-74-3111	0868-72-1111 (宿・日直)
	総務課	0868-72-0931	0868-72-1111 (宿・日直)
	情報政策課	0868-72-6631	0868-72-1111 (宿・日直)
	建設課 (市道管理者)	0868-72-0924	0868-72-1111 (宿・日直)
美作市教育委員会	教育総務課	0868-72-2900	—
美作警察署	生活安全課	0868-72-0110	0868-72-0110
美作市鳥獣被害対策実施隊	—	緊急銃猟対応実施隊員一覧 参照	緊急銃猟対応実施隊員一覧 参照
岡山県	自然環境課自然保護班	086-226-7309	080-8235-2863 (公用)
岡山県美作県民局	勝英地域森林課	0868-73-4058	—
	管理課管理班 (県道管理者)	TEL : 0868-23-1437 FAX : 0868-22-7032	—
地元区長	—	区長名簿 参照	区長名簿 参照

※担当の携帯電話などについては、ツキノワグマ出没情報収集・被害防止連絡体制参照

美作市クマ等市街地出沒時情報記録票

記録者	記録月日	年 月 日 ()		
	所属		氏名	
通報者	住所			
	氏名		連絡先	
出沒 日時 場所	日時	年 月 日 () 時 分頃		
	場所	住所		
		状況	・農地 ・河川敷 ・市街地 ・人家周辺 ・森林 ・道路 ・その他 ()	
		見通	・見通しが良い ・見通しが悪い	
		誘引物	・誘引物なし ・誘引物あり ()	
出沒 状況	情報 種類	・姿を見た ・足跡を発見 ・糞を確認 ・食べ跡を発見 ・その他 ()		
	頭数	・1頭 ・「 」頭 ・親子(子 頭)		
	体格	大きさ		特徴
	行動	・移動していた ・休んでいた ・餌を食べていた ・その他 ()		
	人慣 程度	・人恐れる ・人を恐れない ・不明 ・その他 ()		
目撃者 の情報	目撃時の行動	・農作業 ・山林作業 ・草刈り ・散歩 ・山菜/きのこ採り ・その他 ()		
	目撃後の行動	・じっとしていた ・物陰に隠れた ・行動した(具体的に)		
対策 内容	出沒を受けて 実施	・注意喚起 ・誘引物除去 ・追い払い ・捕獲 ・その他 ()		
	出沒前から 実施	・誘引物除去(具体的に) ・その他 ()		
人身 被害	怪我の有無 程度 等	怪我 なし	・物的被害なし ・あり ()	
		怪我 あり	・状態： ・病院：	

緊急銃猟時の確認チェックリスト (法令関係)

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。</u> 例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなる</u> と考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなる</u> と考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか (法第 34 条の 4)	
	地域住民の避難は行われたか (法第 34 条の 4)	
	・ 広報 (市 HP・防災メール・防災無線) は行われたか (政令) ・ 地元区長等へ連絡したか ・ 美作市教育委員会を通じ、影響のある保育園 (所)・幼稚園・小・中学校等へ連絡したか ・ その他 影響のある施設 及び 組織に連絡したか ・ 鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか (政令) ・ 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議したか ・ 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署 (警察署長) に通報を行ったか (政令)	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を実施する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件 (寺社仏閣、貴重品等) に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
	その他	(土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りをを行う者は証票 (腕章) を身に着けているか (法第 34 条の 3)
	緊急銃猟を実施する者は証票 (腕章) を身に着けているか (法第 34 条の 2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか、緊急銃猟を実施する者の同意はとれているか (任意)	

対応記録表

対応年月日： 年 月 日

時 間	対応内容
時 分	クマ等出没の通報受電
時 分	美作市鳥獣被害対策実施隊に連絡
時 分	美作警察署へ連絡（72-0110）
時 分	岡山県へ連絡（73-4058）
時 分	現地到着（市職員） ・ ・ ・
時 分	現地到着（実施隊） ・ ・ ・
時 分	現地到着（美作警察署） ・ ・
時 分	現地到着（岡山県） ・ ・
時 分	銃猟の計画に係る関係者協議 （捕獲場所、人員配置、射撃方向、規制範囲）
時 分	安全確保のための措置 【内容】※避難指示等 ・ ・ ・ ・
時 分	緊急銃猟のための立入等の制限 【内容】通行制限等 ・ ・ ・

参考（関係法令）

「鉄砲刀剣類所持等取締法」第十条

第十条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可（第四条の許可：狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供する）に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた鉄砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第三十四条の二～六

（緊急銃猟）

第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。

3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

4 緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、通用しない。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼさないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

(緊急銃猟等のための土地の立入り等)

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(安全を確保するための措置)

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

2 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(都道府県知事に対する応援の要求等)

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

(損失の補償)

第三十四条の六 市長村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずるべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。

3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

5 前項の訴えにおいては、市町村(特別区を含む。)を被告とする。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第三十八条の二

(住居集合地域等における麻醉猟銃の許可)

第三十八条の二 住宅集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉猟銃をしようとする者は、第九条第1項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

「警察官職務執行法」第四条

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

「刑法」第三十七条

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。